

◆ シンポジウムテーマ「共生の実現に向けた社会福祉実践から地域共生社会を問う」

1. 福岡市ってどんなところ？ 福岡市社協はなんしようと、なんすると？

〔提示資料①〕 NORMA 社協情報 2021 年 12 月号 社協活動最前線

〔提示資料②〕 地域における公益的な取組み・社会福祉充実事業の展開（ラフスケッチ）

◆ 福岡市社会福祉協議会第 6 期地域福祉活動計画（2021～2026 年度）・抜粋

出会いを大切にし、『えん』を結べば『えにし』になります。
『えにし』はやがて『よすが』となり、暮らしを支える拠り所となります。
縁『えん』は大きな力の源となり、縁『えにし』は可能性を広げます。
そして、縁『よすが』は、暮らしの基盤を強固にします。

◆ 総論 2 私たちを取り巻く環境は、急速に、大きく変わっています

4 困難な時代に未来を切り拓く実践

・ 広範で多様な主体と協働して進める福岡市社協の実践は、加速する「超高齢」・「少子」・「人口減少」・「単身社会」、 「多発する自然災害」、 「新型コロナウイルスの感染拡大」等、深刻な状況下にあります。それは同時に、問題が発生している現場に足しげく通い、弱い立場に置かれている人たちの立場から生活実態を解明し、みんなの協働の努力で問題を解決していくことによって、より良い地域社会をつくりあげることができることを確信させられる過程でもあります。地域は可能性にあふれています。

私たちの最大の強みは団結して協力し合うことができることです。福岡市社協は多くの人信じ連帯できるストーリーを発信し、多数による協働を組織します。どこまでも人間の良心とつながることの可能性を信じ、未来を展望します。

◆ 総論 3 私たちの未来は、予期せぬ事態、コロナ禍を乗り越えた先にあります

・ 私たちが実践を通して届けたいのは、「いろいろなアイデアを持ち寄り、新しい連帯の方法を形にする、知恵と力を出し合う取組みを加速しましょう。」「物理的な距離はとらねばなりません。心の距離は縮められるはず。思いを馳せること、思いを届けることを増やしましょう。」「私たちが示さなくてはならないのは、私たちが思いやりと理性をもって行動できること、そうすることで共生の未来を見出すことができるとです。」というメッセージです。

2. 共生社会の実現に向けて

(1) 活動・実践の例は？

・ これまでも、厚生労働省や国土交通省のモデル事業、中央共同募金会やニッセイ財団の民間助成事業の採択を受け、課題別プロジェクトを組織して、①民間賃貸住宅への住み替えを支援する「住まいサポートふくおか」、②一般社団法人古家空家調査連絡会とのJVにより、住居使用を含む空家の福祉転用を図る「社会貢献型空家バンク」、死後事務委任事業として、③入退院支援等のオプションサービスもある預託金方式の「ずーっとあんしん安らか事業」、④少額短期保険を活用した利用料方式の「やすらかパック事業」といった新規事業を独自に開発し、「住まい・まちづくりセンター」、「終活サポートセンター」という相談・支援窓口の開設を実現してきました。現在は、⑤生命保険信託と身上保護を軸に、障害者の親亡き後の課題解決に挑戦する「信託を活用した親亡き後支援スキーム検討 P」、そして、⑥ワンストップの相談トリアージシステムの実装化、社会的処方への導入、伴走型支援の設計、独自に開発した見守り交流アプリ活用を当面の検討課題とし、地域包括支援体制フルセットモデルの創造を目指す「社会的孤立のリスクを抱える人々を受けとめるセーフティネットとしての地域づくり」構想の「FP コアメンバー会議」の 2 つのプロジェクトを動かしています。

〔提示資料③〕安心までのステップ（案）【信託を活用した親亡き後支援スキーム検討 P】
〔提示資料④〕「地域医療サポーター型傾聴ボランティア」養成プログラムの開発（案）
【FP コアメンバー会議】

◎ CSW 展開の勘所としての戦略の選択

- 「協働提案型活動戦略」（実践例：社会福祉法人等の地域における公益的取組）、プラットフォーム型活動戦略（実践例：住まいサポートふくおか）、「機能統合型活動戦略」（構想例：認知症寄り添い支援センター・きずなサポート制度）、「重層的プラットフォーム（プラットフォーム型活動戦略の拡大・発展型）」のいずれの戦略として事業スキームを構想するかを選択します。企業を巻き込んだ異分野協働のスタイル（組み方）は、例えば、〇〇型、〇〇型、〇〇型としてイメージできるのではないのでしょうか。

(2) 課題や提言は？

- ① 福岡市社協の中期的展望は、第 6 期地域福祉活動計画です。
- ❖ 私たちは、重点項目を柱とした様々な取組みを通して、誰一人取り残さない、「個人の尊厳」を守り、弱い立場の人を排除しない地域共生社会の実現を目指す道を歩み続けます。
- ② 構想レベルでは、「組織の性格として、社協は『社会運動』の主体である」という認識を常に確認することが大切であり、実践のレベルでは、「制度の狭間の社会課題を注視し、社会資源（①人的資源（本人・家族・近隣・ボランティア・専門職など）、②サービス（プログラム）、③情報、④空間（居場所・拠点）、⑤ネットワーク、⑥財源、⑦制度・システム）の開発、就中、実証実験に基づく先駆的・開拓的事業に重きを置く」というスタンスが求められている、と考えています。地域の社会課題を把握・分析し（地域アセスメント力・精度が問われています）、その解決策を検討していくような場づくりと発信で後塵を拝しているようでは、社協の存在価値はないのではないかとさえ思っています。コロナ感染禍でいち早くつながりを絶やさないアクションを起こした理由はここにあります。地域には多様な知恵と工夫、絶妙の時間軸と空間軸を持った現場感がありました。言う迄ありませんが、効果的な取組みの道筋を描き、適切な方法を選択していくためには、既存事業・活動を含め、目的と目標を明確にし、当事者・関係者間で常に共有できていることが大前提となります。目標管理型の進行管理も欠かせません。
- ③ 地域特性によりますので、一概に断定することはできませんが、地域共生社会の実現に向けた社協のミッションとして特に重要となる取組み（勝負所）としては、以下の 3 つがあげられるものと考えています。1 つ目は、拡大する「身寄り問題」に対応し、つながり続けることを目的とした「伴走型支援の開発」です。2 つ目は、社会的つながりが弱い人のニーズの特性を踏まえた相談支援体制の一環として、既存の市町村社会福祉行政や保健所等の一部の機能を再編成し、基礎的自治体行政のリスク・アセスメントに基づき専門的緊急支援が可能な体制を構築する「福祉署（仮称）の設置」です。社会課題の推移は、人口動態等によって予測可能であり、やるべきことを明確化・焦点化することは困難な作業ではありません。無策のまま事態の深刻化を招いた少子化対策の轍を踏んではならないことを肝に銘じる必要があります。少子化対策は人口政策であり、人口政策は経済政策であるという認識が必要です。そして、3 つ目は、私たちが目指す共生社会の実現とは相容れない「不寛容社会」の進行を止揚する意識改革の課題、「共生の思想の醸成」です。人々を「有益」「無益」に分断し、社会の基盤である絆を破壊する「社会崩壊へのガイドブック」である「内なる優生思想」の問題へのアプローチは、避けては通れない深刻で難解なテーマです。近年の新自由主義による歯止めのない貧困と格差の拡大といった社会情勢、コロナ禍や戦争、気候変動といった複数の危機とともに、失望、あきらめ感や閉塞感、SNS の「闇バイト」にも象徴される人間不信をあおる人身の荒廃が社会に蔓延する中で、普通の人々の不安や怒りは、さらに弱い立場の人に向かいやすくなっています。

④ 社会保障改革の基本コンセプトとして位置づけられる「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」が、各分野における改革の方向性の一つとして「地域共生の実現」を掲げる形で、2022年12月16日、全世代型社会保障構築本部決定として示されています。地域共生社会づくりが、孤独・孤立した人々を放置せず、地域で受け止めようとする気概自体には異論はありません。実際、福岡市社協でも地域福祉実践の基盤を、小学校圏域で組織する校区社協を軸とした住民主体の小地域福祉活動に置き、区社協事務所に校区担当職員を配置し、「ふれあいネットワーク」（いわゆる見守り活動）と「ふれあいサロン」（生活圏域の拠点型活動）を軸として（コロナ禍では、「はなれてもつながる」、「ちいさくあつまる」、「ちいさくあつまるをつなげる」をコンセプトに、住民の方々の知恵と力、工夫を集めて、つながりを絶やさない取組みを形にしてきました）、「生活支援ボランティアグループ」の組織化と運営支援、「福祉のまちづくりプラン」の作成支援、「子ども食堂」の開設と食材提供等支援、「個人情報共有と保護」についての出前講座などに注力しています。ソーシャルキャピタルや地域力が有する課題解決力・可能性に疑いはありませんが、構築会議報告に見る公的責任に基づく社会保障制度拡充の見通しのなさ（上野千鶴子さんが理事長を務める「ウイメンズアクションネットワーク」や樋口恵子さんが理事長を務める「高齢社会をよくする女性の会」などが行動している「史上最悪の介護保険改定を許さない！！」会が掲げる5項目は介護保険サービス縮小の方向性を示すものとして大きな不安材料となっています）と連動するかなのような住民相互の助け合いへの移管を感じさせる、政策としての「互助」への過剰な期待には違和感を覚えます。介護保険改定についてのマスコミのインタビューに答えて、上野千鶴子さんは、「年寄り見捨てる『姥捨て』社会は脆弱です。若い人にも未来に希望が持てません。誰もが年を取っていくのに不安でしょうがないですよ。世代間対立をあおっている場合じゃない。親を安心して一人でおいておけるということは、子どもが親から安心して離れていられるということです。対立する問題ではありません。」と、発言しています。全世代型社会保障構築会議においても「世代間対立に陥ってはならないこと」が強調されていますが、ここでは、「高齢者世代への給付は、子育て・若者世代への未来への投資となる」という認識が改めて示されており、注目されます。

⑤ ソーシャルワークの拠り所とする基盤は、『人権と社会正義の原理』であることは私たちの公理ですが、“激動の世紀”と称される今、困難な危機の時代に生き、未来を切り開くソーシャルワーカー像を描く必要があります。それは、「人間の権利が蹂躪されていることを憂い、怒りをもって人間の権利を守ろうとする」姿なのかもしれません。「リアリステックで科学的であると同時に、ヒューマンイズムの理想を求めるロマンティシズムの香りがする思想を持ち合わせている」こと、あるいは、「全体が硬質、構造的に強固であり、人間への熱い思いがあふれている社会福祉論を我がものとしている」ことなのかもしれません。実践の拠り所としての理論、枠組みや指標は不可欠です。でも、実際に役立つ知見（実践知）は多様で、直球勝負ばかりでは事は進みません。大局的に物事を捉え、戦略と戦術を組み立てて事を構える。「社会変革と政策提言なき（“優しい暴力”に終始する）ソーシャルワークに活路はない」という社会活動家・藤田孝典さんの表現は、時宜を得た至言だと思えます。部分適正化では解決が間に合わず、効果が薄いのが現実です。

【視聴者の皆さん方へのメッセージ】

① 「住民主体の原則」について一特に社協のみなさんへ

- 社協には、社協のバイブルあるいは倫理綱領とも称される「社会福祉協議会基本要項」（1962年作成）があり、『住民主体の原則』が、その核心をなします。この原則は、社協のあり方の基本的な視点・観点を示したものであり（日常的にどのような活動・事業を行うかというあり方の内容を提示したものではありません）、「旧共同体の有力者が取り仕切る共同性を、住民に依拠して克服していく基本方向を述べたもの」と説明されています。この原則には、「関係者中心」の社会事業が国民に定着できなかったために戦時体制に巻き込まれていった歴史の反省が込められている点に、より今日的意義・価値を見出すことができます。
- 住民主体の原則に立ち（住民が主体になるという意味を理解し）、困難な危機の時代を生き抜

くホリスティックな視点と認識、そして地域福祉のあり方の内容をどう描き実行していくのかを構想する力とビジョンが、個々の社協とそのネットワークに問われています。言うまでもなく、住民主体を発展させるためには、住民が組織化されて社会力・集団力になることが前提となります。

② 社会を変革していく手掛かりへの注目

- ・ 「日本では多くの人が、“社会の問題は、原因を作り出す誰かがいて、変えることができる”とは考えていないようだ」と指摘されるなか、社会を変革していく方法として、『コミュニティ・オーガナイズング』と『ミュニシパリズム（地域主権）』が、注目されます。
- ・ コミュニティ・オーガナイズングは、地域福祉の援助技術として馴染みの「コミュニティ・オーガニゼーション」の発展型とでもいうべきものです。実践方法論を構成する要素やプロセスは同様ですが、コミュニティ・オーガニゼーションがワーカーを中心に位置づけているのに対して、実践の中心には常に同志が位置づけられなければならないことが強調されている点、公民権運動などのソーシャルムーブメント、市民組織、草の根団体、コミュニティ問題、労働組合、選挙オーガナイズング（有権者動員プログラムの開発など）等、実践対象を拡大し、市民の力で自分たちの社会を変えていくための方法として汎用化されている点に特徴を有しています。
- ・ 市民運動サイドが擁立した候補として、僅差で現職の区長を破り杉並区長となった岸本聡子さんの登場によって一躍注目を浴びたのが、世界各地で起きている自治体からの変革：ミュニシパリズムです。大資本が支配する既存のシステムに抗うという意味で「恐れない都市」とも言われています。新自由主義による地域経済と政治の劣化に市民の連帯と社会正義で歯止めをかけ、足元から公共と民主主義を再生する挑戦、希望の指針とも評されています。具体的には、社会的権利、公共財（コモンズ）の保護、フェミニズム、反汚職、格差や不平等等の是正、民主主義を共通の価値として、地域、自治、開放、市民主導、対等な関係性、市民の政治参加を尊重します。「住民自治」とも呼べる新しい社会のあり方とも表現され、「自治型地域福祉」との親和性の高さを感じます。多様な考え方や取組みを知り、今日的な社会課題に引き寄せて、これまでに育んできた理念や実践の価値を再評価する作業が必要なのではないでしょうか。「私たちの力でヨノナカは変えられる」という実感や確信を広げ、個別の社会課題に取り組むチームを社会全体を変革していくチームとして組織していく（運動の縦割りを克服する）ストーリーをどう描けるのかが課題です。

③ 変わるものと変わらないもの

- ・ 2022年4月12日、朝の報道番組で初めて「ソーシャル二日酔い」という言葉を耳にし、コロナ禍での在宅ワーク、オンライン会議・研修や授業等、人との直接的接触を避ける生活様式が、ソーシャルディスタンス＝物理的距離を、ソーシャルディスタンス＝社会的距離に転換しつつあることに危機感を感じています。人と人とのつながりが「薬」として作用するのではなく、「疲労感」「倦怠感」を生むという事象です。人との距離を詰め、関係性を密にしていくスタイルを軸に展開してきた“互助”と“共生”の地域福祉実践に黄色信号が灯っているのではないかという危惧を拭い切れません。また、地域には関係性の軸足を持たないがネット上にはあるという人々へのアプローチ、「人間関係のデジタル化に『地域』福祉はどのように応えようとするのかを、真面目に考えなくてはならない時期がもうすぐ先に到来しているようにも思います」という問いかけも、現実味を増しています。社会は大きく、早く変化しています。
- ・ 人口動態に起因する社会構造の変化、社会課題の拡大と深刻化は自明の理で、これにパンデミック、地球温暖化が招く気象災害の多発という命の危機、貧困や格差の拡大という社会体制の矛盾。さらには、ロシアによるウクライナ侵略の大戦争が起き、世界中が混迷の時代に巻き込まれています。このような時代状況にこそ大切なのが、生存権、人間の尊厳、国民権、地方自治、社会参加、平和といった「普遍的価値」であり、人間的価値に根差した良識を持つ人がどれだけいるかという「コモンセンス」の課題です。日本国憲法前文に「平和のうちに生存する権利」と表現される「平和的生存権」は特に重要であることを痛感させられています。1930年代から第2次世界大戦までの歴史の申し子として、あたかも双子のように誕生したのが憲法第9条と第25条であるという認識、「憲法のカナリアとしての25条」という指摘には、強い共感を覚えます。